

英国視学職の制度的・機能的特質に関する史的考察

広島大学大学院 高 妻 紳 二 郎

A Historical Study on the Characteristics of the System and the Works of the Inspectorates in England

Abstract

Shinjiro KOZUMA,
Graduate Student,
Hiroshima University

In Japan the inspectorates in England is well-known for its advisory work that offers various professional suggestions to school or teachers. But some antecedents concerning the inspectorates showed that there were some ideas for amalgamating various inspectorates with a view of greater efficiency in 19th century, while there had been lacking an idea of stately local inspection for school based upon the apparent policy and educational consideration. In this paper the writer tried to pursue ① some factors which prescribe the works of Her Majesty's Inspector and local inspector, ② some patterns of interaction between the two inspectorates according to their historical development.

The contents of this study are as follows;

1. School Inspection in the School Board Period
2. Educational Policy concerning the inspectorates
3. School Inspection adopted by Board of Education and Local Authority
4. Relationship between the two inspectorates

I はじめに

現代英国教育行政において、視学制度は教育内容・方法に関する全国的基準性の確保や教育の革新などのために、指導助言を基底に据えた専門的援助を提供するひとつの制度的配慮として整備されているものである。1889年に制度化された勅任視学官 (Her Majesty's Inspector - 以下HMI と略称する)のほかに、地方においても1870年以降、幾つかの大規模な学務委員会 (school board)に地方視学 (local inspector) が設置され、以後の視学行政の史的変遷において、両者の具体的な役割関連の場面が随所に見受けられる。

近年、中央・地方を問わず、視学職の役割変化が論議されているが、依然として「査察 (inspection) を実施する」のか、あるいは「助言 (advice) を提供する」のかという意味合いにおけるHMIと地方視学の職務遂行上の混同がみられる。かかる状況は、現在地方教育当局 (Local Education Authority - 以下LEA と略称する) に雇用されている地方視学職の呼称の多様化 - 'inspector'、'advisor'、'or-

ganiser'、'instructor' など——からもうかがい知れるように、彼らの職務遂行範囲には各 LEA によって大きな相違がみられ、これらは視学職成立以降の史的要因に起因すると指摘されている。¹

本稿では、英国教育行政の史的展開に即しつつ、HMI と地方視学の各々について制度的、機能的特性を中心に比較考察を試みることを通して、1) HMI と地方視学の職務権限の制度的枠組みとその規定要因、2) 両者の役割相互の関連構造——を明らかにすることを目的としている。本稿において特に対象時期を下記の両期にしぼったのは、視学制度の形成史上、1862年のいわゆる「出来高払い制度 (payment by results)」により HMI の役割が転換し、1870年から地方視学の具体的活動が顕著になった点を考慮にいれ、また、1902年をもって視学行政が教育行政の大きな柱となるにいたり、1918年教育法で当面の視学行政に一定の方向性が与えられたと考えられるからである。なお、便宜上、Ⅰ期を学務委員会期、Ⅱ期を LEA 成立期とした。以下、本稿で対象とした時期を掲げる。

1839	1862 「出来高払い制度」	1902	1918
勅任視学官 (Her Majesty's Inspector)		Holmes' Circular (1911) 視学制度の再編	
	I	II	
	1870		
	地方視学 (school board inspector & organiser)	地方教育当局の成立	

Ⅱ 学務委員会期における学校査察

1) 勅任視学官の職務とその基底要因

1839年に視学制度が成立して以来、実際の学校査察はHMIの担当領域であり、「協調的態度をもって個々の学校や教師に専門的援助を提供する」ことが目的とされ、国庫補助金の使途の監督とともに、教師と密接な連携を保つ唯一の職種であった。²しかし、1862年「改正教育令 (Revised Code)」の制定、すなわち「出来高払い制度 (payment by results)」の導入にともない、基礎教育段階にある子供にたいしての年次試験が3R'sに関して法制的に実現したことにより、HMIは単なる試験官 (examiner)としての性格にとどまるところとなった。後年、その弊害は様々に指摘されるわけであるが、「同制度の致命的な欠陥は教師と視学官に補助金以外のことを考える余地を与えなかった」³ ことにもあると指摘され、その結果、HMIの査察自体が機械的になり、HMI自身の個人的な努力や自発性が極度に阻害されることとなった。例えば、1871年当時、科学技芸局のHMIに向けて刊行された、Standard Iの試験をいかに指導するかに関する通達 (instruction to inspectorates) には、;

「読み方の授業中、教科書の1-2カ所のある部分をそれぞれの生徒に朗読させる。これは何度も同じように以下のように繰り返す。生徒はまず一列に整列させられる。生徒は手には何も持たず石版を用意し、算数のたし算や書き方 (写本) を試験され、次々と視学官の前を通過していくのである。それぞれ自分の順番がくると自分の石版を視学官に差し出し、視学官は代わりに教科書を渡し、その生徒が読むべき箇所を示す。生徒が読んでいる間に算数と書き方の課題が課される。視学官は教科書の2、3ページ前をすばやく開き、生徒は再び読み始める。それからその生徒は教科書を返し石版をもって自分の

席へ戻る。こうやって次々と試験されるのである……」4

かかる HMI の活動は教師の側からすると、「口先だけの親切 (lip service)」でしかなかったとされ、当時の教員組合 (National Unions of Teachers—NUT)⁵ の視学官に対する敬遠傾向には根強いものがあつた。同時に、その傾向は基礎学校に在学する子供の数の急激な増加により、就学督促官 (attendance officer) とともに「ねずみ取り (kid-catcher in the street)」とまで酷評される状態にあつた。結果的にみれば、同制度そのものは社会的情勢に鑑みた教育への国庫補助金削減という制定当初の目的を果たす格好になり、行政レベルでのみくろみは成功したとされるが、1870年に基礎教育法 (Forster's Act of 1870) が制定され、従前の宗派立学校が学務委員会立学校へと移管し就学の義務が課される段になると、上記のような試験の弊害が極めて顕著となつた。

2) 初期地方視学の制度的枠組みと特質

地方視学を設置するという方針には、各学務委員会がそれぞれの地域内のあらゆる状況を的確に把握するために各種専門職を設置する必要があるとの認識が背景にあつた。また、年次試験の実施に付随する HMI の非融通的な任務の一部を、学務委員会に委ねようとしていた策略の意味合いもあつた。1862年当時60名存在した HMI を選抜し、10乃至15名のチームへ改編すべし、さらに年次試験に関する事務的手続きを地方の担当職員 (local officer) に委任すべしという見解が公になり⁶、1862年から1900年にかけて、HMI は基礎学校の校長のなかから「視学官補 (assistant of inspector)」を任命した。かかる動向を背景にし、1870年以降、学務委員会は独自の視学の雇用について視学の組織化を考慮ははじめ、ロンドン学務委員会の Huxley は「政府による査察は廃止さるべきであり、委員会の活力の育成に力が注がれるべきである」⁷ と論じた。一方で、直接の学校査察を HMI が担当している以上地方視学の設置は無意味なものであり、HMI の任務の複製にとどまるのみであるとの見解がみられ、結果的には、1872年、ロンドンとシェフィールドの学務委員会にひとつの「妥協策 (compromise policy)」として初めての地方視学の設置をみることとなつた。彼らは「個々の学校への訪問者 (visitor) 兼報告者 (reporter) として各学校を訪問し、学校内の全般的効率 (general efficiency) に関する自身の評価を委員会へと報告すること」⁸ が第一義的に義務付けられた。この時期の地方視学は、厳密には2種類に分類できる。すなわち、インスペクターとオーガナイザーである。⁹ 両者の明確な区別は現在の LEA においても、きわめてあいまいなままになっているが、ごく概略的にいえば、「観察」、「記録」、「報告」に関わるものがインスペクターであり、有効な授業方法を例示し、教師の指導方法を「指導」するものがオーガナイザーとされていたようである。

学務委員会期において、これら地方視学の職務は事務的かつ条件整備的な側面の重視から漸次的に指導助言的職務に重点が置かれてくるようになった。¹⁰ 彼らが視学としての経験、つまり多くの学校を訪問した経験から、他校での実践の成功例の提示や学校理事会を含めた関係者との定期的会合の開催を担当し、学務委員会は基礎学校に関する具体的教育実践のために、地方視学をして以下の任務にあたらせる方針を採つた。¹¹

① 社会的任務 (social work)

- | | |
|-----------|--------------|
| a) 賞品の授与 | b) 様々な催し物の開催 |
| c) 実地見学指導 | d) 土曜日の午後の講義 |

② 衛生管理的任務 (hygienenic work)

③ 建設的任務 (constructive work)

a) 家庭訪問

b) 出席率向上のための指導

この他幾つかの大規模な委員会においては、独自の視学組織を発達させる試みがなされた。例えば、バーミンガムでは、10名が視学としての役割を課せられており、うち7名が教科担当の専門視学 (specialist inspector) とされ、オーガナイザーの任務をも融合した「指導視学 (organising inspector)」という新しい呼称をもって学校査察にあたった。彼らは1902年に学務委員会が LEA へと移行した後においても、次のような見解に基づいて実際の活動を試みた；

「地方視学の主たる役割は、学校内外を問わず教育的進歩や効率性を促進するために校長や教職員に有益な助言を与えることである。彼らは何時でも校長とともにあらゆる分野にわたる教育状況の改善について討論できる資質を有していなければならない。例えば（実際の運用を含めて）カリキュラム編成の際に、異なった教科各々の地位や目的を明確にしたり、学習遅滞児・優秀児の取り扱い、校内の人事配置や組織編成、施設・設備等に関する事項である。さらに視学は、諸活動が効果的に行われているか否かを観るために個々の学校を訪問し、その場で為されている活動や方法の質を記録し、時間割や授業要目を精査することは勿論、各授業要目に示された事項がどの程度まで達成されているか、教職員それぞれについて特に注目すべき成果をあげている例等について学校理事会の要望に応じて可能な限り改善の手立てを講じ、かつ詳細に報告しなければならない。」¹²

バーミンガムと同様にマンチェスターにおいても12名の視学（うち男性8名、女性4名）が雇用されており、うち6名が芸術、音楽、手工、体育、家政学、特殊教育、等の特別教科担当の視学であった。その他、ブリストル、ウェスト・ハム、チェシャーにもかかる特別教科担当の視学の活動が見られる。彼らが実際にいかなる活動を試み、その成果がいかにどのようなものであったかについては資料に乏しいが、ただHMIと比較してみた場合に、教員組合と行政サイドの共同調査によれば、以降の地方教育行政の推進において指導助言的職務が大きな比重を占め、具体的職務の遂行と同時に、学校側の期待を担う職種として大きく取り扱われるべきものであったことがうかがえる。¹³

Ⅲ 視学職をめぐる教育政策

1) 年次試験廃止の影響

19世紀後半を通してHMIに対しての通達により実際の学校査察が指導されてきたわけだが、1898年に出来高払い制度が廃止されたのに伴い、同年の通達には以下の要旨で年次試験の廃止が記されている。

「査察は、形式的な試験に採用されていたこれまでのような手続きを踏襲してはならない。学校査察の目的は、主に個々の教師によって追求されている方途の是非を観察することにある。そしていかなる質問も、その方法がどれだけ有効であるかを確かめる目的にのみ限定される……」¹⁴

この通達により、「試験」を強制することはなくなり、同時に国庫補助金の配分と有効な使途の監督

が査察の第一の目的ではなくなったが、それに代わる新しい査察方法はみられず、年次報告書も刊行されなくなった実態が見出される。しかし、「20世紀は視学制度の変革から始まった」¹⁵と指摘されるように、20世紀初頭は以後の視学制度の確立のために大幅な整備、拡充措置が採られた時期として考える。また上記の指針は現在の査察の根幹を形成しているものであり、LEA 成立後における査察方法の多様化、目的の一致、融通性を図る上において重要なよりどころとなっていた。

2) ホームズ・モラント・サーキュラー (Holmes-Morant Circular, 1911)

1905年から1910年まで初等学校担当の主任視学官の職にあったホームズ (Holmes, E. G. A.) は学校における教育の水準を高めるには、より高い資格を持った視学 (官) が必要であるとの認識にたち、イングランドの HMI から既に活動している地方視学に関する情報を蒐集し、“Memorandum by Mr. E. G. A. Holmes on the Status of Inspector's employed by Local Education Authority” という報告書を教育院 (Board of Education) へ提出した。同報告は当初、memorandum 形式を採っていたが、その性格上 LEA をして視学の非効率性を知らしめる必要性から、結局 circular として刊行されるに至ったのである。このなかには、視学を雇用している LEA の数、視学の個人的履歴、報酬、任務の目的が詳細に記載され、さらに、HMI が地方視学を自分たちの活動にとって援助提供者として見なしているか、あるいは障害として見なしていたか等に関する調査結果も見られ、非常に興味深い。以下、視学職に関わる教育行政の展開に大きな意味を有した同報告を引用しつつ若干の考察を試みることにする。¹⁶

1908年当時、ロンドン・カウンティ24名、他の49のカウンティのうち16、計24名、70のカウンティ・バラのうち25、計71名、179のバラのうち4、計4名の視学が数えられた。つまり299の LEA のうち、46の LEA しか視学を雇用しているにすぎなかった (総計123名)。¹⁷ これら123名の視学のうち、104名が単に基礎学校の教師経験者であるにすぎず、残り19名のなかで2、3名が通常、補助視学 (junior inspector) として志願者を募るところの資格、つまりパブリック・スクールからオックス・ブリッジで教育を受けたという経歴を有している状況であった。単に基礎学校の教師であった視学と、更に高度な高等教育を受けた視学との間に見られる効率性の相違には多大なものがあったという。例えば、雇用する視学9名のうち6名が後者のタイプであったリバプールと15名のうち14名が前者のタイプであったマンチェスターでは、その差は歴然としている。「彼らの仕事、活動状況は概して良好で、大きな手助けとなっている」、「毎回決まりきった方法や形態しか採るべき術を知らないこれらステレオタイプ化した視学の存在は、教育の発達や進歩にとって障害となっていることは明白である」と。

地方視学の大部分は以前学務委員会のあった比較的大規模な12の都市に存在した。この12の都市——ロンドン、リバプール、マンチェスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールド、ブリストル、ニューキャッスル、ソルフォード、ホール、レスター、ノッティングム——に75名が集中し、視学の数の過剰さも指摘されるところとなった。これらの背景にはいかなるものがあげられるか、次節において検討したい。

Ⅳ 地方教育当局成立期(1902-1918)における学校査察

1) 勅任視学官の階層性の確立

年次試験の廃止や地方教育機関の整備とあいまって、政府による査察を効果的に継承するためにHMI組織の再編成が試みられた。従来の基礎学校を対象とした査察の範囲が漸次拡大され、中等学校(secondary school)、実業学校(industrial school)、非行少年教化学校(Borstal Institution)等が新しく政府査察の対象となった。そして1839年以来確立するには至らなかったHMI組織が初めて確立することとなる。

- ① 主席主任視学官 (Senior Chief Inspector)
- ② 主任視学官 (Chief Inspector)
- ③ 学区視学官 (Divisional Inspector)
- ④ 専門視学官 (Staff Inspector)
- ⑤ 地区視学官 (District Inspector)

教育院はHMIにたいして以前のような詳細多岐にわたる通達(instructions)を示すことはなくなり、代わって「公立学校の教師や関係者を理解するにあたっての提言(suggestions for the teachers and others concerned in the work of public schools)」を1905年から随時刊行するに至った。その中では、校長、教職員等の人事配置、授業要項、学年進行に応じた指導方法、個々の科目の指導方法等が具体的、詳細に述べられており¹⁸、査察以前に学校に関する種々の情報を得ることができた。また、HMIは査察後、これら情報の修正を為し、常時新しい資料の作成を担当する役割を負っていたとされる。総括すれば、HMIの職務は以下の4点に集約できよう。

- (a) 実際の学校査察(actual inspection)
- (b) 行政的職務(administrative work)、つまり、LEA職員との協議、連携
- (c) 教員を対象とした短期講習(short course)の開催を含む全般的助言活動(general advisory work)
- (d) 「公立学校の教師や関係者を理解するにあたっての提言(suggestions for the teachers…)」の作成

HMI組織の確立に伴い、従来の1名の視学官が個別に学校を訪問する形態とは異なり、6名乃至8名から成るチームを編成し、4年から6年の間隔をおいて数日にわたって学校を訪問する「集中査察(full inspection)」という新しい手法を採用した。教育院の見解では、効率的な査察は従来の決まりきった方途から脱皮し、常に柔軟性を保持し、簡潔さを求めるものと理解されるようになったとし、教育院へ報告する役割は一部分にすぎず、学校全体をつぶさに把握し適切な評価を下すために集中的な査察の必要性が説かれている。さらに教育院は、教師の能力、効率性を測るためには教師が実際に教壇に立つ場面を見聞し、指導案を作成する上において適切な助言を与え、かつ授業中、あるいは授業後に教師との懇談の時間を設けなければならない¹⁹としている。同時に上記(c)で掲げた教員を対象とした短期講習(short course)もオックス・ブリッジにおいて開催され、直接的に現場で活用できるコースが設けられるなど、特に農村部の教師にとって実践理論や応用に関して、積極的に学校経営に参加できるようになったという意味において、教育院が当初意図していた「教師との摩擦をおさえるために教師とHM

Iの『尊重しあう精神 (goodwill)』の鼓舞を図る」²⁰ ことも可能となったことがうかがえよう。

2) 地方視学制度の展開

これまでみてきたように、20世紀初頭、HMI組織の階層性が確立し、彼らの職務も次第に具体化、多様化していった展開の中で、地方視学制度はおよそ形骸化したともいうべき様相を呈している。

ロンドン学務委員会視学自身の報告においても「学務委員会による学校査察がもはや何の効果もなく、『出来高払い制度』のもとで構築された教師との密接な友好関係も崩壊した」²¹ とされたが、この指摘の背景には以下の諸点が指摘されよう。

- ① 勅任視学官との査察領域の重複
- ② 任命時の基準や目的意識のあいまいさ
- ③ 査察を実施するにあたっての十分なスタッフの維持が困難であること等

ここにおいて地方教育当局内部にも、ひとり整備されたHMIのみが査察を効果的に実施することができる職種であることが周知事項となった状況が見出される。また、上記のホームズ・モラント・サーキュラーの指摘から看取されるように、地方視学制度の史的展開において以下の諸点が大きな問題点として浮き彫りとなった。

- ① 地方視学の専門的資格の欠如
- ② 査察方法のマンネリ化
- ③ 在任期間の長さ
- ④ 地方教育当局相互の関連性の欠如
- ⑤ 地方視学の数の過剰さ

これらの問題点によって「地方における学校査察形態が継承される限り、教育水準のめざましい進歩は期待できない」²² とその存続の危機が顕在化するとともに、現職の地方視学の退任を勧告するに至ったのである。かかる背景の分析を通して、HMIと地方視学とを比較した場合に、地方視学制度の確立を阻害した原因には以下の3点があげられよう。

- ① 地方視学の雇用母体が教師と同一であること
- ② 地方ごとの横のつながりに欠けていること
- ③ かつての年次試験の副産物として、生徒の学力や教授の質の向上がみられ、教員団体の活動も活発になり、組織力として対応できなくなったこと

だが、ロンドンの地方視学組織はHMI組織の確立に追従し、地方レベルとしては独特な発展を遂げた。HMI組織の階層性と同様に、主任視学1名、学区視学5名、地区視学20名、専門視学 (specialist inspector) と視学補 (assistant inspector) 17名、さらにオーガナイザー8名が雇用されHMIと密接な連携を保ちつつ機能している。中等、技術学校の集中査察の際にはHMIとともに実際に活動し、初等教育に関しては一切委任されていた。その結果、HMIはロンドンでは定期的な査察は実施せず、特殊学校 (special schools) と教科に関する調査に関係する程度であった。外観上、その他のLEAにおける査察は形骸化し、あるいは崩壊したといえるが、体育を中心としてオーガナイザーを依然として雇用しているLEAや、チェルトナムのごとく教育長 (Director of Education) を含めた査察委員会 (inspecting committee) を設置するLEAもみられ独自の査察を展開する試みが為されるとともに、

1910年代において次第に地方視学の数が増加していった。そして、1914年、イングランド全土の地方視学の機構——“National Association of Inspectors of Schools and Educational Organisers”——略称 NAISEO——²³が結成され、各 LEA に対して学校内部の人事配置、施設設備、個別的な要求を詳細に報告し、教育院が関与しにくい事項に関して独自に対処するために HMI の活動と並行するというよりも、むしろそれを補佐する立場としての活動にあたった。教師側からすると、当然のことながら視学（官）による学校訪問は頻繁にすぎ、学校査察が日常の学校生活を混乱たらしめることのないように多くの配慮がなされたことはいまでもないが、その際、視学（官）を無視し、あるいは学校活動を誇大に見せるということがないよう学校側で配慮する状況がみられ、ある種の緊張感も存在した²⁴という。これら学校側の事情を考慮し、NAISEO は自身のあるべき立場を以下のように説明している。

「地方視学はもはや単なる調査官 (investigator) ではなく、教師との共同者 (collaborator) である。学校内の相談相手、滋養剤、才能の発掘者……足りえなければならぬ…… (中略) 小規模かつよくバランスのとれたチームによる査察は、視学、教師の双方にとってより良い経験に昇華しなければならない。」²⁵

さらに、HMI と同様に地方視学にも高度な専門的資格が要求され (いわゆる ‘second degree’ とよばれる master, doctor の学位を有する者)、以後の社会的地位も向上するところとなり、地方学校査察に関する上記の基本方針にそって各 LEA 独自の査察の展開が見られるようになる。

V 勅任視学官と地方視学の役割関連性

1) 教師の勅任視学官への敬遠傾向

学務委員会期の両者の間には法的に規定された関係はなかったが、教師の立場からみた場合に、HMI は1862年の「改正教育令 (Revised Code)」による「出来高払い制度」の導入以降、3R’s について生徒の実際の達成度を単に試験し、補助金交付の算定基準たる機械的結果を得ることのみを査察の目的とするものであり、言わば教師にとっての監視役として振る舞っていたことから、教師は彼等の期待を HMI ではなく地方視学に向ける様になった。また、「教育実践におけるパイオニア」²⁶としての地方視学の役割には教師との緊密な連携を保ちつつ、諸設備の整備や教授法への有効な示唆を提示することが包含され、HMI よりも低い地位にあると見なされてはいたものの、実際の教授経験に基づいた分別 (discretion) や賢明さ (wisdom) を兼ね備えたカウンセラー的役割を果たすことで、教師の期待の多くを担っていたということである。更には、実際の教科指導を実施しながら他校の教師の実践例を提示すること等によって教師の指導技術の改善、向上を図り、教師との間に友好的な関係を構築していたことにより、成立初期の HMI の目的を彼らに代わって個々の学校の実践レベルで十分に果たすものであったといえる。

以上のことを要言すれば、HMI は学校への国庫補助金の分配とその有効な使途の監督、つまり、学校経営条件を規定する管理的性格が強かったのに対し、地方視学は個々の学校の教育実践を教師レベルで促進し、かつ向上させる任務を負い、査察目的、職務範囲あるいは具体的な査察場面においても極めて対比的な関係にあったといえる。

2) 実際の査察場面における「両者の衝突」、「査察領域の重複」の顕在化

20世紀初頭における視学組織再編の結果、HMIを中心とした政府主導の学校査察が展開し、同時に地方視学制度の問題点が指摘されたことにより、1918年教育法に依拠して地方視学制度が再編されるまでの間、両者に関わる具体的な職務範囲規定はなされてはいない。ただ、教育行財政改革の一環として査察費用が国庫から支出されることが規定され、また、教育院と地方教育当局の間に定期的な会合を設定することで両者の意思の疎通が図られ、中央と地方の協調体制が徐々に構築されるに至った時期として注目すべきであろう。従って今世紀初頭、視学制度は英国における「未達成領域 (unfinished business)」のひとつであり、中央と地方の協調体制の構築を究極の目標に据えながら、徐々に両者の権限関係が改めて論議されるに至ったことは首肯し得るし、この時期が以降の視学制度の拡充に極めて大きな意味を持っていたと考えられる。

具体的には、1918年教育法によって各地方教育当局に教育院に対する詳細な状況報告の義務が課せられるとともに、地方視学の職務はHMIのそれと重複してはならないと規定され、総括的には以下の職務を担当することとなった；

- a) 学校建築と設立場所に関する詳細な状況を把握すること
- b) 政策決定のために学校側の要望を必要情報として地方教育当局に伝達すること
- c) 基礎教育内容及びそれ以上の教育内容の問題点について批判的にかつ理解をもって批評し、将来の改善のために必要な方策を助言すること
- d) 実際の教鞭をとりながら、教師個人に対する教育技術の伝播や教師の資質の向上に努めること
等

地方視学のこれら活動報告は地方教育当局が管理し、HMIが集中査察の前段階においてこれを随時活用することができた。すなわち、地方視学は、当該地区内のあらゆる学校における諸活動に関する「建設的批判 (constructive criticism)」を蒐集するなどして全体像を具体的に把握する、さらには教師等との会合をもってその地区固有の問題の解決に資することを目的とするものであった。ここにおいて、各地方教育当局はHMIの諸活動を査察の中心としながらも、それだけでは不十分な点についての職務を遂行する「与えられた課題解決のために指針を提供する」地方視学を雇用するに至り、各地方教育当局により相違はあるものの、HMIの数に応じ、かつ、彼らの査察領域とは重複しない独自の任務を課していたとみられる。

Ⅵ おわりに

以上の考察から、冒頭に掲げた2点について要約すれば以下の通りであろう。

(1) 「出来高払い制度」をめぐる教師サイドの対応がその弊害を主張することに終始し、同時に、HMIの活動への反発が地方視学の活動を助長させる要因となった。同制度の廃止に伴い、HMIは本来の職務を全うすべきことが法的かつ組織的に裏付けられる一方で、地方視学はそれ自身の有する幾多の弊害のために活動の低下を余儀なくされた。

(2) 両者の活動は19世紀第四四半期においては対比的なものであったにもかかわらず、再編の時期を経て、教育院の主導によりHMIの活動に地方視学を包摂する形態が構築された。HMIは全般にわた

る行政的職務に従事し、地方視学は各学校レベルでの教育実践に関わる全般的諮問職務に従事することにより、ここにおいて初めてお互いの情報提供の場が設けられ、教育行政における協調体制の一環として位置づけられるにいたった。

学務委員会期においては、HMI とは全く対照的な形で、地方視学は「教師に対していつも何かをもたらすものであり、決して干渉するものではなく」²⁷、多くの「雑役婦的任務 (maids-of-all-works)」²⁸を負いながらも個々の学校における実践的活動を尊重しつつ、指導助言機能を漸進的に制度化してきた。その後、両者はお互いの職務内容を規定しあう様相を呈し、特に地方視学制度は20世紀に入り一時的にその機能は形骸化しながらもそれまでの幾多の指導助言機能が評価され、数的にも拡充されると同時に、一層の組織化や職務の構造化の必要も認められている。近年、地方レベルでは‘inspection’の代わりに‘survey’、つまり「学校調査」が主流となった訪問がみられ、学校建築等に関して専門家の登用が重要視されているようである。これらの動向は視学制度成立期においても同様に考慮されていたことでもあり、説得や協調の態度で教育現場へ自分の経験を余すところなく伝達し報告することを通して教育全体の水準の向上に貢献し、「英国の隅々において何が試みられているのかを知り、確認する」²⁹ 任務を負った、これら視学職はかかる史の変遷を経ながらも、現代英国教育行政における「鍵的人物」としてますます重要視されていることも首肯できよう。

Ⅶ 註及び参考文献

1. Education, 20th Feb. 1976, ‘The Advisory Service’.
2. 三好信浩、「英国における視学制度の成立とその意義」『教育学研究第28巻第4号』1961年、に詳しい。
3. Report of the Board of Education, 1922, p. 15.
4. *ibid.*, pp. 15-16.
5. National Unions of Teachers—NUT—1870年に英国国教、カトリック系学校の教員の地方組織が融合して形成されたものであり、徐々に教育政策に関して微妙な影響力をもってくるようになる。
6. National Association of Inspectors of schools and Educational Organisers, *The function and Status of Local Inspectorates*, 1951, p. 3.
7. *ibid.*, pp. 3-4. Edmonds, E. L., *The School Inspector*, London Routledge & Keganpaul, 1962, pp. 92-93.
8. Edmonds, E. L., *op. cit.*, p. 98.
9. 本稿において「地方視学」というとき、*inspector*, *organiser* 両者を含めて指すこととした。
10. 拙稿、「英国における地方教育行政に関する一考察」、中四国教育学会『教育学研究紀要』第31巻、1985.
11. *Carities Register and Digest*, *Charity Organization Review*, London Longmans & Charity Organization Society, 1903, pp. 120-125.
12. *Examinations in Public Elementary Schools*, *The Report of an Enquiry undertaken by the Joint Advisory Committee of the Association of Education Committees and the NUT*, 1928, pp. 70-71.

13. *ibid.*, pp. 70-74.
14. Report of the Board of Education, 1922, p. 18.
15. Blackie, J., *Inspection and the Inspectorates*, London Routledge & Keganpaul, 1970, p.23.
16. Peter Gosden, The Holmes -Morant Circular of 1911, *Journal of Educational Administration and History*, Vol. 10., 1978. pp. 36-40.
17. ただし、絵画、家政、体育関係の専門家、すなわちオーガナイザーを除いての数である。
18. Board of Education, *Suggestions for the Consideration of Teachers and Others Concerned in the Work of Public Elementary Schools*, 1905.
19. Report of the Board of Education, 1922, p. 22.
20. *ibid.*, p. 20.
21. Edmonds, E. L., *op. cit.*
22. Peter Gosden, *op. cit.*, p. 74.
23. この機構は1968年に、指導助言機能を重視する等の背景から *organiser* にかえて *adviser* とし、
'National Association of Inspectors of schools and Educational Advisers' が新しく結成されている。
24. Report of the Board of Education, 1922, p. 44.
25. NAISEO, *op. cit.*, pp. 11-12.
26. Edmonds, E. L., *op. cit.*, p. 110.
27. *ibid.*
28. Blackie, J., *op. cit.*, p. 20.
29. Report of the Board of Education, 1922, p. 46.